

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から52年8月までの期間及び58年7月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から52年8月まで
② 昭和58年7月から63年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、A市、B市又はC市で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市かB市に住んでいた頃に国民年金に加入した旨供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の国民年金への加入時期により、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和50年7月と推認でき、当該時点において、申立期間①の一部は既に時効により納付することができない。

また、申立人が、昭和52年1月以降居住したとみられるC市の国民年金収納状況一覧表によると、申立人の納付記録は、51年度及び52年度について未納と記録されている上、国民年金特殊台帳によると、申立期間①は未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①は90か月と長期間である上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、i) オンライン記録及び国民年金特殊台帳によると、申立人の国民年金の資格喪失日は昭和55年6月1日であり、ii) オンライン

記録によると、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、56年5月5日付けで同資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録及び国民年金特殊台帳において、55年6月1日の国民年金の資格喪失後、国民年金に再加入した記録が確認できないことから、申立期間②は、国民年金の未加入期間であり、申立人の申立期間②に係る納付書は作成されなかったと考えるのが自然であり、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②は66か月と長期間であり、申立人は国民年金保険料の納付に関する記憶が明らかでない上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区に下宿しながら、勤務していた。

昭和36年か37年頃、下宿先に国民年金の集金人が来て、国民年金の加入を勧められたので加入することとした。毎月、保険料100円を納付すると、手帳に印紙を貼り、日付の入ったスタンプを押していたことを覚えており、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳によると、同手帳の発行日は昭和37年6月1日と記載されており、申立人は、当該時期に国民年金の加入を行ったことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、国民年金保険料を収納した場合には、国民年金手帳の右側の印紙検認台紙に印紙を貼付し消印を押し、同手帳の左側の検認記録欄に検認印を押すこととされ、保険料納付の有無にかかわらず、現年度保険料の納付期限終了後、印紙検認台紙を切り離し、社会保険事務所（当時）に報告を行い、その際、印紙検認記録欄と印紙検認台紙欄の記録が一致していることを証する意味で割印を押していたところ、申立人の国民年金手帳において、昭和36年度から38年度までの印紙検認台帳が切り離された箇所に割印が押されているものの、印紙検認記録欄に検認印が押されていないことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料については、C市が保管する国民年金被保険者名簿において、保険料の納付が行われなかったことを示す「時効消滅」の押印が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、A市B区において国民年金保険料を集金人により納付していた旨供述しているところ、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間の途中である昭和37年12月にA市B区からD市に転居していることが確認でき、申立人が同年12月以降の国民年金保険料をA市B区で納付していた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月頃から 49 年 4 月頃まで
② 昭和 49 年 6 月頃から 51 年 12 月頃まで
③ 昭和 56 年 7 月頃から 58 年 6 月頃まで

私は、申立期間①において、A社で勤務していた。

また、申立期間②において、B社で生コンクリート車の運転手をして
いた。

さらに、申立期間③において、C社を辞めた後、同系列のD社で運転手
をしていた。

いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被
保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、日本年金機構
が保管する事業所一覧において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確
認できない上、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚等を記憶しておらず、
これらの者から供述を得ることができないことから、申立人の当該期間におけ
る勤務実態を確認することができない。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立て
に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、日本年金機構
が保管する事業所一覧において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確

認できない上、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚等を記憶しておらず、これらの者から供述を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、D社の事業主の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は見当たらない。

また、D社によると、申立期間③当時の資料は、保管しておらず、厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。